

新潟県テニス協会規約

総 則

第1条 本会は新潟県テニス協会と称する。

第2条 本会は県内テニス団体、並びに、テニス愛好者の中枢機関となり、テニスの健全なる普及発展を図り、併せて技術力向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟県テニス選手権大会の開催・他県内で開催される競技会の主管・後援、並びに、公認・主催・協力
- (2) 普及・育成・強化、審判、並びに、ランキング作成、その他
- (3) 全国的競技会を開催し、また、全国的競技会への選手派遣、並びに、県外選手の招聘
- (4) その他目的遂行に必要、または、有益な事業

第4条 本会は日本テニス協会、北信越テニス協会、並びに、新潟県スポーツ協会に加盟する。

第5条 本会は第7条に定める会員を以って組織する。

第6条 (1) 本会の所在地は、会長が定める。

所在地：新潟市西区木場2131 横山悟気付

(2) 本会の事務局地は、上記所在地におく。

組 織 ・ 機 関

第7条 本会の趣旨に賛同する県内の団体、及び、個人を以って組織する。加盟について規定は別に定める。

また、本会に賛助会員を置くことができるものとし、本会の趣旨に賛同する法人・個人とする。

第8条 本会は新潟、上越、中越、下越、佐渡に支部を置く(以下、地区という)。また、新潟県高校体育連盟テニス部(以下、高体連)、日本女子テニス連盟新潟県支部(以下、女子連)、全国中学校テニス連盟新潟県支部(以下、中テ連)、新潟県シニアテニス連盟(以下、シニア)を傘下組織とする。

第9条 本会は別に定める専門委員会を置く。

役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事若干名とし、次の役職を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名

事務局長 1名 常任理事 若干名

(2) 会計監事 1名

上記のほか名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第 11 条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長は常任理事会で選出する。
- (2) 副会長は新潟、上越、中越、下越、佐渡の地区会長を選出する。
- (3) 理事長は理事の互選で選出する。
- (4) 理事は次のものに会長が委嘱する。
新潟、上越、中越、下越地区各 1 名、佐渡地区 1 名、会場地 2 名、高体連 1 名、
女子連 1 名、シニア 1 名、会長推薦若干名
- (5) 副理事長、事務局長、常任理事は理事長が推薦し、会長が委嘱する。
会長、副会長は常任理事の資格を有する。
- (6) 会計監事は会長が委嘱する。
- (7) 個人会員、賛助会員は含まない。
- (8) 名誉会長・顧問・参与は常任理事会の推薦により、会長が委嘱する。

第 12 条 役員の任務は次のように定める。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括し、常任理事会の議長を務める。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の任務を代行する。
- (3) 理事長は本会の会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは理事長の任務を代行する。
- (5) 事務局長は会計、庶務を執行する。
- (6) 常任理事、理事は会務を分掌し、重要事項の審議にあたる。
- (7) 会計監事は会計を監査し、総会に報告する。
- (8) 名誉会長・顧問・参与は常任理事会、及び、総会の諮問に応ずる。

第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。但し任期満了後でも後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。補充役員の任期は残任期間とする。

会 議

第 14 条 本会の会議は常任理事をもって構成する常任理事会。並びに理事をもって構成する定時総会とし、次の事項を審議する。

- (1) 事業・収支決算の報告、並びに、承認
- (2) 予算の編成、並びに、事業計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正、並びに、その他重要案件

第 15 条 定時の常任理事会・総会は年 1 回会長が招集し、次の場合臨時に召集する。

- (1) 会長が必要と決めたとき。
- (2) 理事の 5 分の 1 以上から請求があったとき。
- (3) 暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）の違反行為に対して処分が必要と判断された場合、任期中に辞任の申し出があった場合は、臨時常任理事会の決議を経て決する。

第 16 条 総会は理事の 2 分の 1 以上の出席を以って成立する。但し、同一議案に関係して再度召集した場合はこの限りでない。

決議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合議長これを決する。

会 計

第 17 条 本会の会計は次に掲げる収入を以ってあたる。

分担金 事業収入 寄付金 補助金 その他

第 18 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

付 則

第 19 条 本規約の改正は総会の決議を要する。

第 20 条 本規約の施行に必要な細則は常任理事会で別に定める。

第 21 条 本規約は昭和 26 年 4 月 1 日より施行する。

(昭和 63 年 4 月 1 日改正) (平成 4 年 2 月 28 日一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日一部改正) (令和 3 年 8 月 5 日一部改正)

(令和 4 年 5 月 5 日一部改正) (令和 6 年 2 月 25 日一部改正)